

令和4年3月22日

事業者各位

財政局資産経営部契約課長

千葉市建設工事等の入札・契約制度の改正について

契約課が発注する建設工事の入札・契約制度を改正しましたのでお知らせいたします。

1 低入札調査基準価格等の改正について

(令和4年4月1日以降に公告又は指名(見積)通知をする案件から実施)

ダンピング受注の防止を図るため、契約課発注案件については低入札調査基準価格及び最低制限価格(以下「調査基準価格等」という。)を設定しているところですが、下記のとおり見直します。

【調査基準価格等の算定式 新旧対照表】

| 費目 | 改正前 | 改正後 |
|-------|-----|-----|
| 直接工事費 | 97% | 97% |
| 共通仮設費 | 90% | 90% |
| 現場管理費 | 90% | 90% |
| 一般管理費 | 55% | 68% |

※各費目の合算額を下回る金額で入札した場合、低入札調査の対象となる、又は最低制限価格未満により失格となります。

2 各種書類における押印省略について(令和4年4月1日以降より実施)

押印の必要性を見直し、別紙「押印が省略可能な書類一覧」に記載がある書類については押印が省略できることとします。なお、従来通り押印したものを提出することも可能です。

以上